

堺感対第 4702 号
令和 5 年 12 月 27 日

新型コロナワクチン接種実施医療機関 様

堺市保健所長
(公印省略)

新型コロナワクチン接種費用の請求における時間外加算と休日加算の取扱い等について

平素は、本市保健衛生行政の各般にわたり、格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。
さて、今般、市内医療機関からの新型コロナワクチン接種費用の請求において、時間外加算と休日加算を誤って請求されたことにより接種費用が過払いとなっていた事案が判明しました。
つきましては、接種費用の請求における時間外加算と休日加算の取扱いや注意事項について、改めて下記のとおりお知らせします。
併せて、接種後の注意点等に関する啓発チラシの更新及び予診票の早期提出について、下記のとおりお知らせいたしますので、内容をご確認いただきますとともに、引き続き新型コロナワクチンの円滑な接種にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 接種費用の請求における時間外加算と休日加算の取扱い等について

今回判明した事案は、同医療機関が、診療日の時間外に接種した場合に加算される時間外加算と、休診日に接種した場合に加算される休日加算を取り違えて請求したことに起因しています。これらの加算の請求に当たっては、間違いのないようご注意ください。

なお、時間外・休日の考え方については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（17 版）」の P29～P30 及び P82 をご確認ください（同手引きは、新型コロナワクチン接種ポータルサイト「医療機関向けの情報」（URL は下の「4 その他」を参照）に掲載しています。）。

特に「休日」については、「新型コロナワクチン接種費用の請求」と「新型コロナワクチン個別接種促進協力金」とでは以下のとおり定義が異なりますので、十分にご注意ください。

○休日の定義

新型コロナワクチン接種費用の請求	・日曜日 ・国民の祝日 ・平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日
新型コロナワクチン個別接種促進協力金の請求	・日曜日 ・国民の祝日 ・土曜日（当該医療機関の診療日に関わらない。）

※土曜日午前に診療時間があり午後にワクチン接種した場合、「新型コロナワクチン接種促進協力金」では「休日」に該当しますが、「個別接種委託契約」では「休日」ではなく「時間外」に該当します。

2 接種後の注意点等に関する啓発チラシの更新について

接種後に被接種者にお渡しいただく啓発チラシ「新型コロナワクチンを受けた後の注意点」について、このたび更新版を作成しました。令和5年11月～1月に本市から新型コロナワクチンを配送した（予定含む。）医療機関に対し、配送数に応じて枚数を郵送いたしますので、恐れ入りますが、令和6年1月以降は、当該チラシを被接種者にお渡しいただきますようお願いいたします（令和6年3月31日まで）。枚数が不足する場合は、下のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、以前に配付した啓発チラシについては、恐れ入りますが廃棄いただきますようお願いいたします。

3 予診票の早期提出について

令和5年12月5日付け堺感対第4318号でお知らせしましたように、新型コロナワクチンの特例臨時接種については、令和5年度末で終了することとなりました。

当該接種にかかる費用のお支払いは、ワクチン接種後に各医療機関から本市にご提出いただく予診票をもとに行っています。このため、本市における事務処理のスケジュール上、令和6年4月10日まで（必着）にご提出いただければ、接種費用のお支払いができなくなる可能性があります。当該事務処理を迅速に進めるためにも、上記期限に関わらず、新型コロナワクチンの接種後は速やかに予診票をご提出いただきますようお願いいたします。

4 その他

新型コロナワクチン接種ポータルサイト「医療機関向けの情報」に、本通知等、新型コロナワクチン接種にかかる医療機関向けの情報を掲載しておりますので、適宜ご覧ください。

○URL：

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/kansensho/kansensho/corona/wakuchin/iryokikan.html>

お問い合わせ先

堺市健康福祉局保健所感染症対策課

新型コロナウイルスワクチン接種推進担当

TEL：072-340-2816 FAX：072-340-3147